

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに關する

情報に關する事項  
体制の整備等

(1) 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに關する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに關する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。

○金融監督庁告示第九号

有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)第十二条第二号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件(平成十一年金融監督庁・大蔵省告示第三十四号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日

金融監督庁長官 日野 正晴

大蔵大臣 宮澤 喜一

第四十九号中「和議法(大正十一年法律第七十七号)による」を「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終了の決定又は再生手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法附則第三条の規定により従前の例によることとされる和議開始の申立に係る」に改める。

○金融監督庁告示第十号

前払式証券の規制等に關する法律施行規則(平成二年大蔵省令第三十三号)第二十一条第二号の規定に基づき、発行保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件(平成十年十月金融監督庁・大蔵省告示第六号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日

金融監督庁長官 日野 正晴

大蔵大臣 宮澤 喜一

第四十九号中「和議法(大正十一年法律第七十七号)による」を「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終了の決定又は再生手続廃止の決定により従前の例によることとされる和議開始の申立に係る」に改める。

○大蔵省告示第六十九号

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三号第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(平成七年三月大蔵省告示第五十八号)の一部を次のように改正する。

平成十二年三月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

前文中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第一号中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」に改める。

○大蔵省告示第七十号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年大蔵省告示第五十四号)第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成十二年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄付金を寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金として承認する。

平成十二年三月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに海外罹災者救護基金等に充てるための寄付金

○厚生省告示第六十号

精神保健及び精神障害者福祉に關する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の四第一項の規定に基づき、昭和六十三年四月厚生省告示第二十七号(精神保健法第三十三条の四第一項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

次の題名を付する。

精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生大臣の定める基準

第一号を次のように改める。

一 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護婦、看護士その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、同法第三十三条の四第一項第一号に掲げる者及び同法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)に對して診療応需できる態勢を整えていること。

第二号中「都道府県知事に届け出て、新看護等の基準(平成六年厚生省告示第六十三号)による看護(及び「ものに限る」を行つて)」を削り、「応急入院者」を「応急入院者等」に改める。

第三号中「応急入院者」を「応急入院者等」に、「常時」を「第一号に規定する日に」に改める。

第四号中「応急入院者」を「応急入院者等」に、「設備を有している」を「検査が速やかに行われ体制にある」に改める。

○厚生省告示第七十号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第二項の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務(平成十年三月厚生省告示第八号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第一条第四号中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

○厚生省告示第八十号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六十九条第一項第一号の規定に基づき、平成十年八月厚生省告示第二十四号(医療法第六十九条第一項第一号の規定に基づき、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して公告し得る事項を定める件)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第三十二号中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

○厚生省告示第九十号

老人保健施設を開設できる者(昭和六十三年一月厚生省告示第一号)、昭和六十三年一月厚生省告示第二号(老人保健法施行令別表第三十一号に掲げる規定として厚生大臣が定める省令第十九号の規定に基づき、厚生大臣が定める規定を定める件)、老人保健施設療養費の額(昭和六十三年三月厚生省告示第八十二号)、老人保健施設の医師の使用医薬品(昭和六十三年三月厚生省告示第八十六号)、昭和六十三年三月厚生省告示第八十七号(老人保健法第四十六条の九第三項の規定に基づき、広告し得る事項を定める件)、老人保健法施行令第三条の七に規定する厚生大臣が定める看護婦その他の従業者の員数及び厚生大臣が定める看護の体制その他の看護に關する基準に適合する病床(平成五年三月厚生省告示第八十八号)、平成六年九月厚生省告示第三十四号(老人保健法施行令第三条の八に基づき厚生大臣が定める療養を定める件)及び厚生大臣が定める老人保健施設療養費に係る老人保健施設の施設基準(平成十年三月厚生省告示第八十二号)は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

平成十二年三月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の三の規定に基づき、更生医療指定医療機関医療担当規程(昭和二十九年五月厚生省告示第四十三号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第十条中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者」を「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)」に、「又は指定老人訪問看護」を「若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)」に、「の例によつて(指定老人訪問看護事業者にあつては老人保健)を」又は老人保健の例によつて(指定居宅サービス事業者にあつては介護保険)に改める。

○厚生省告示第百一十号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の四第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法第十九条の四第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和五十八年一月厚生省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

本則中「別表第一」を「別表」に改め、「もの」の下に「(次号)に規定する者を除く。」を加え、本則を本則第一号とし、本則に次の一号を加える。  
 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受ける者に係る指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、介護保険の指定居宅サービスへの取扱い及び介護給付費の例による。

○厚生省告示第百一十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の六第二項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法（昭和五十八年一月厚生省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

「別表第一」を「別表」に改める。

○厚生省告示第百一十三号

沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第四項（同令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条第四項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（昭和五十九年九月厚生省告示第百六十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

本則中「別表第一」を「別表」に改め、「もの」の下に「(次号)に規定する者を除く。」を加え、本則を本則第一号とし、本則に次の一号を加える。

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受ける者に係る沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条第一項又は第四条第一項の規定により医療費の支給を受ける者について行われる医療に要する費用の額の算定方法は、介護保険の医療に要する費用の額の算定方法の例による。

○厚生省告示第百一十四号

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四十条第二項の規定に基づき、予防接種法施行令第四十条第二項の医療に要した費用の額の算定方法（昭和五十二年四月厚生省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

第二章ただし書を次のように改める。  
 ただし、次の各号に掲げる者に係る医療に要した費用の額の算定方法は、当該各号に掲げる算定方法の例によるものとする。

一 七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満の者であつて老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に掲げる者を除く。）  
 老人保健の医療に要する費用の額の算定方法

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受ける者  
 介護保険の医療に要する費用の額の算定方法

○厚生省告示第百一十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第二項の規定に基づき、結核予防法指定医療機関医療担当規程（昭和二十六年十月厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

第五条の二ただし書を次のように改める。  
 ただし、次の各号に掲げる者に係る医療の方針については、第三条、第四条及び次条の規定並びに結核医療の基準によるほか、当該各号に掲げる基準の例によるものとする。

一 七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満の者であつて老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に掲げる者を除く。）  
 老人保健法の規定による医療並びに

入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い等に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受ける者  
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

第十四条中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者」を「介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）」に改め、「対する指定訪問看護」の下に「若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）」を加え、「の例によつて（指定老人訪問看護事業者にあつては老人保健を、又は老人保健の例によつて（指定居宅サービス事業者にあつては介護保険）」に改める。

○厚生省告示第百一十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十九条第二項の規定に基づき、結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬（昭和五十八年一月厚生省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

第一号中「別表第一」を「別表」に、「(以下)七十歳以上の者等」という。）を「(次号)に規定する者を除く。」に改める。  
 第二号中「七十歳以上の者等に係る医療を、第一号及び第二号に次の一号を加える。同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。」の

○厚生省告示第百一十七号

規定により医療に関する給付を受ける者に係る結核予防法第三十四条及び第三十五条に規定する医療に関する診療報酬は、介護保険の介護給付費の例によるものとする。

○厚生省告示第百一十八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条第二項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程（平成七年六月厚生省告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

第九条中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者」を「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）」に、「の例によつて（指定老人訪問看護事業者にあつては老人保健の例によつて）」を「又は老人保健の例によつて」に改める。

○厚生省告示第百一十九号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条第二項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十四条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（平成七年六月厚生省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

第一号中「別表第一」を「別表」に改める。

○厚生省告示第百二十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（平成十一年三月厚生省告示第四十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

「別表第一」を「別表」に改める。

○厚生省告示第百二十一号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四第二項の規定に基づき、麻薬取締法第五十八条の十四第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法（昭和五十八年一月厚生省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日  
 厚生大臣 丹羽 雄哉

題名中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。  
 「別表第一」を「別表」に改める。